

千葉県 PPP/PFI 地域プラットフォーム設置要綱

(目的及び設置)

第1条 千葉県内における公共施設等の整備・維持管理・運営に関し、地域の産官学金の連携強化や専門的な技術・知識の習得を図り、PPP/PFI 事業（以下「公民連携事業」という。）の導入を促進することにより、地域経済の成長に寄与することを目的として、千葉県 PPP/PFI 地域プラットフォーム（以下「本会」という。）を設置する。

(取組)

第2条 本会は、前条の目的を達成するため、関係機関の参画・協力を得ながら、次の取組を行う。

- (1) セミナー・研修などの開催を通じた公民連携事業に関する情報及びノウハウの共有
- (2) 千葉県内における公民連携事業案件の掘り起こし及び案件形成・推進のための官民対話の実施支援
- (3) その他、千葉県内における公民連携事業の導入促進のために必要な取組

(事務局)

第3条 本会の事務局は、千葉県総務部資産経営課及び株式会社千葉銀行法人営業部に置く。

2 事務局は、本会の取組実施・運営に関する企画・立案等を行う。

(協力団体)

第4条 本会の円滑な事業実施・運営を確保するため、協力団体を選定する。

2 協力団体は、各団体の構成企業等に対して事業に関する情報の提供を行うほか、必要に応じ事務局との協議・調整を行う。

(参加者)

第5条 本会の主旨に賛同する者は自由に参加でき、脱退は任意とする。また、会費等の負担は必要としない。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年8月30日から施行する。

別表（第4条関係） 協力団体

	団体名	備考
産	千葉県商工会連合会	
	一般社団法人 千葉県商工会議所連合会	
	千葉県中小企業団体中央会	
	一般社団法人 千葉県経済協議会	
	千葉県経済同友会	
	一般社団法人 千葉県経営者協会	
	一般社団法人 千葉県建設業協会	
	一般社団法人 千葉県建設コンサルタント業協会	
	一般社団法人 千葉県建築士会	
官	県内市町村	
学	国立大学法人 千葉大学	
金	株式会社 千葉興業銀行	
	株式会社 京葉銀行	
	千葉信用金庫	

※順不同